

令和2年8月20日

第8回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第8回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和2年8月20日（木） 午前9時02分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

2 番 〇〇〇〇〇 , 3 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和2年8月20日（木） 午前10時26分

令和2年第8回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第68号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第69号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について

議案第70号 農地法第5条による許可申請について

議案第71号 農地法第25条による和解の仲介について

議案第72号 農用地等のあっせんについて

議案第73号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第74号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第75号 曾於市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

(2) 報告第8号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和2年第8回農業委員会総会

令和2年8月20日（木） 午前9時02分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。7月、8月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりであります。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第8回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

2番○○○○○委員、3番○○○○○委員を指名致します。それでは、議案第68号農地法第3条所有権移による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、議案第68号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉81号でございます。申請地が末吉町諏訪方五山○○○○○、地目畑、面積2,353㎡です。渡人が末吉町諏訪方の○○○○○で、受人が末吉町諏訪方の○○○○○です。理由につきましては、交換です。他2件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○6番委員（○○○○○）

受理番号末吉81号・末吉82号について、8月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、園芸用樹木を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉82号について、8月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、露地野菜と報告しましたが、いろんな野菜を作付けされております。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号財部83号について、8月16日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には野菜を作付けされる予定で周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、受人と渡人は、親子です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○4番委員（○○○○○）

末吉81号ですけど、交換という事ですが、○○○○○さんの交換地はどこなのか。それとこの○○○○○は、農地所有適格法人だと思いますが経営基盤強化法での申請ではなかったのか。伺います。

○6 番委員 (○○○○○)

交換部分は、隣に事務所があり、そこが交換の土地になります。

○事務局 (○○○○○局長)

農地所有適格法人は、認定されておりますが、認定農家ではないという事で3条申請になったという事です。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員よろしいでしょうか。

○4 番委員 (○○○○○)

はい

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 68 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 69 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは2ページになります。議案第 69 号について、ご説明致します。受理番号末吉 37 号、土地の所在地は、末吉町南之郷谷之口下○○○○○、地目は田で、面積 1,023 m²です。申請人は、鹿屋市吾平町の○○○○○で、所有者は、都城市郡元町の○○○○○です。転用目的は、山林です。変更理由は、申請地は、山林に囲まれ鳥獣被害も多いことから山林として管理したいという事で5条と同時申請です。変更区分は、除外です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 37 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田山自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が原野、南が川を挟んで山林、北が道路を挟んで田であります。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されていることから確実と思います。位置としましては、農振除外後は、第二種農地のその他の農地に該当します。計画面積については、1,023 m²に杉 150 本を植林するもので適当であると思われます。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、被害防除計画書が添付されている事から、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。申請地は、農振除外後は第二種農地のその他の農地に該当する事から、除外やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は8月11日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○11 番委員 (○○○○○)

参考資料の 11 ページを見ますと緩衝地が 3 m となっておりますが、農業委員会では、4 m が原則だったと思いますが。以上です。

○事務局（○○○○○）

申請の段階で気づけば良かったのですが、現地調査の中で農業委員の方から指摘があり、4 m の緩衝地で申請を出し直しておりますので、4 m という事になります。修正をお願いします。境界線から 4 m 放した緩衝地を設けた面積が 467 m² となります。杉を植林する面積は、556 m² に 150 本となります。よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○11 番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 69 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第 70 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 3 ページになります。議案第 70 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 66 号土地の所在地が末吉町南之郷谷之口下○○○○○、地目は田で、面積 1,023 m² です。受人は、鹿屋市吾平町の○○○○○で、先ほどの農振除外の案件と同時申請です。他 6 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○7 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 66 号を現地調査しましたので報告致します。この件については、先ほどの議案 69 号の末吉 37 号と同時申請ですので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農振除外後は第二種農地のその他の農地に該当する事から、転用はやむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は、8 月 11 日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 67 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、櫛自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで山林、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、立替払い内定通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設 490.55 m² を設置する予定で、所要面積は、1,070 m² で適当であると思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので、適当であると思われます。被害防除については、現状のまま利用し、誓約書も添付されている事から、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 8 月 11 日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終

ります。

○6番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 68 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、原口東自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が雑種地、南が山林、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地の集落接続施設に該当します。計画面積については、貸車両置き場を設置する予定で所要面積 1,196 m²で適当だと思います。排水等については、雨水は、水路放流するもので適当であると思います。被害防除については、現状のまま利用し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の不許可の例外集落接続施設に該当する事から貸車両置き場の設置は、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は8月11日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○7番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 69 号を8月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、菅渡自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が駐車場・店舗、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、店舗・駐車場 2,240 m²を設置する予定で所要面積は、1,622.19 m²で適当であると思われます。排水等については、雨水は、敷地内側溝及び集水桝を経由して、西側側溝へ放流し、汚水・生活排水は、北側と南側の公共下水道へ放流するもので適当だと思います。被害防除については、周囲は、擁壁及び法面とし、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当する事から、店舗及び駐車場を設置することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○6番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 70 号は、8月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、寺田西自治会周辺の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで山林、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅 115.09 m²を設置する予定で所要面積 486 m²は、適当であると思われます。排水等については、雨水は、水路放流し、汚水・生活排水は、公共下水道へ放流するもので適当だと思います。被害防除については、現状のまま利用し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地の市街地近接農地に該当する事から、一般住宅を設置することは、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○5番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 71 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、沖上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が山林、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、資金調達については、残高証明書が添付されており、再生可能エネルギー認定書と九電の系統連系契約書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光パネル9基 360枚と作業車3台分の駐車スペースを設置するもので、同種施設の規模状況からみても適当だと思います。排水等については、雨水のみで、敷地内は、既存の側溝に放流し、それ以外は、自然流下とするので適当だと思います。被害防除については、隣接地の境

界から1.5mないし2.7mの緩衝地を設けるため、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当し、代替地を検討するが適地がなく、太陽光発電施設への転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅72号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、坂元自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路・宅地、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、堆肥舎は、既に施工済みで始末書が添付され、資金調達は、預金残高が添付してあり確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、堆肥舎1棟とロール500個の置き場を設置するもので、同種施設の状況からみても適当であると思われます。排水等については、雨水のみで自然浸透もしくは既存の水路への自然流下となるので適当であると思います。被害防除については、堆肥舎でおがくず吸着により処理するので、問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当しますが、事前着工のため始末書によるもので、堆肥舎とロール置き場への転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は8月11日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉69号の貸店舗ですが〇〇〇〇〇〇の奥の所だと思いましたが、〇〇〇〇〇〇は、そのまま残るのですか。1店舗から67店舗の区割りになっておりますが、屋台村みたいになるのですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇）

その図面の区割りは、駐車場の区割りになります。〇〇〇〇〇〇は、道路の反対側に移る予定になっております。

○10番委員（〇〇〇〇〇〇）

3,940㎡という事は、雑種地も含めてという事ですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇）

そうです。計画面積3,940㎡の内、畑の部分が2,240㎡、残りが雑種地の部分という事になります。

○6番委員（〇〇〇〇〇〇）

現在の〇〇〇〇〇〇の場所に駐車場、奥の畑に建物です。そして、〇〇〇〇〇〇は、道路を挟んだ反対側に出来る予定です。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

参考資料の24ページの土地取得費賃借料50,000,000円となっておりますが、土地取得費用はいくらですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇）

土地取得費のみだと思います。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

解体費用まで入っているのですか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇）

おそらく入っていると思います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第70号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第71号農地法第25条和解の仲介についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは5ページになります。議案第71号について、ご説明申し上げます。申立人が末吉町深川の○○○○○で、相手方の土地の所有者が都城市広原町の○○○○○で、耕作者が末吉町深川の○○○○○です。申立地が末吉町深川川崎○○○○○で、地目が田で面積958㎡です。申立内容については、一度は注意したが土手の勾配を削り境界をせめてくる。というような内容です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただいま説明しましたが、本件については、仲介委員として4番○○○○○委員・11番○○○○○委員・13番○○○○○委員にお願い致します。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第72号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは6ページになります。議案第72号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉71号申出者が末吉町諏訪方の○○○○○で、申出地の所在が末吉町諏訪方出口下○○○○○他4筆で、地目は、田と畑、面積合計5,729㎡で、申出の内容は、売りたいです。他5件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉71については、13番○○○○○委員、新規の推進委員。末吉72号については、17番○○○○○委員と○○○○○推進委員。末吉73号については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉74号、末吉75号については、私と○○○○○推進委員。大隅76号については、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。を指名します。ただし、9月1日からは新しい推進委員になりますので引継ぎを含めよろしくお願い致します。続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉40号、41号、42号は、打切でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉43号、末吉44号は、打切でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉46号は、打切でお願いします。

○16番委員（○○○○○）

大隅47号は、打切でお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅48号、49号は、打切でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

大隅52号も打切でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉 55 号, 59 号, 60 号, 61 号は, 継続をお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 58 号は, 継続をお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 63 号は, 打切で, 末吉 64 号は, 継続をお願いします。

○8 番委員 (○○○○○)

末吉 65 号は, 継続をお願いします。

○9 番委員 (○○○○○)

大隅 67 号は, 継続をお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 68 号, 69 号は, 継続をお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 68 号, 70 号は, 継続をお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については, 引き続きよろしくをお願いします。ここで暫時休憩致します。

(休憩 : 午前 9 時 40 分)

(再開 : 午前 9 時 50 分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開致します。議案第 73 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上財部 231 を除いて議題と致します。本件については, 農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は, 期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は, 一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

議案第 73 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上財部 231 を除いて申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

「○○○○○委員退席」

○議長（○○○○○弘会長）

次に議案第 73 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 10 年以上財部 231 号についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 73 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち、再設定 10 年以上財部 231 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

「○○○○○委員復席」

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 74 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 74 号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。8 月分利用権設定の新規は、田が 7 筆で面積 7,428 m²、畑が 148 筆で面積 279,492 m²、計 155 筆で面積 286,920 m²、件数は 73 件でございます。再設定は、田が 30 筆で面積 40,722 m²、畑が 209 筆で面積 459,756 m²、計 239 筆で面積 500,478 m²、件数は 131 件でございます。所有権移転については、田が 5 筆で面積 3,581 m²、畑が 14 筆で面積 33,960 m²、計 19 筆で面積 37,541 m²、件数は 9 件でございます。合計しますと、413 筆で面積 824,939 m²、件数は 213 件となっております。以上でございます。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 75 号曾於市農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題と致します。事務

局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは45ページになります。議案第75号曾於市農地利用最適化推進委員候補者の決定についてですが、8月5日に選考委員会を開催したところでございます。定員が19名で候補者も19名という事でございました。選考委員会の中では、特段何も出ませんでした活動について、農業委員に比べると活動が鈍いという意見があったところでございます。総会についても数回出席していただきたいという意見もあったところです。

「農地利用最適化推進委員19名説明及び地区担当ペアを説明」

選考委員会の中ではこの19名を決定させていただいたところです。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

農地利用最適化推進委員の事ですが、農業委員と同等の扱いと聞いてますが農業委員に総会資料を配るようになってますが、忙しかったりするとすぐに配れない時があります。できれば、直接事務局で配ってもらえないだろうか。どうでしょうか。

○事務局（○○○○○局長）

今までの事務局の考え方を申し上げますけど、農業委員と農地利用最適化推進委員は、二人三脚でと良く言われます。同じ地区を2人で担当する事から、月に1回位は、打合せを兼ねていただきたいという意味から推進委員の総会資料も農業委員に渡しているところです。

○2番委員（○○○○○）

総会資料は、20日までに届かなくても良いという事ですか。

○事務局（○○○○○局長）

それは構わないと思います。総会資料は、15日に配っておりますので、できれば早い方が良いと思いますが、月末までに持ってくるとか連絡を取り合っていただければ良いと思います。また、その旨を推進委員に連絡をしていただければと思います。

○2番委員（○○○○○）

活動日誌についてはどうなのでしょう。

○事務局（○○○○○局長）

農業委員は、総会日に提出していただくようお願いしていますが、推進委員については、その月の月末までに提出していただければと思います。遅くとも次の月初めには、提出していただきたいと思っております。

○11番委員（○○○○○）

終期一覧表が出ておりますが、ちょうど中途半端でどちらに配れば良いのでしょうか。

○事務局（○○○○○局長）

農地利用最適化推進委員の任期が、あと10日程ありますが、前の推進委員と打合せをして、9月1日以降に新しい推進委員に配っていただければよろしいかと思います。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第75号農地利用最適化推進委員の決定については、承認されました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第8号合意解約等の報告については、総会資料の46ページから57ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

中間管理機構の合意解約についてですが、2ヶ月位かかるのですか。

○農林振興課（○○○○○）

合意解約については、処理するのにそれぐらいかかるようです。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

はい

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○14番委員（○○○○○）

太陽光発電施設の損害賠償について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○）

事務連絡

○事務局（○○○○○）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和2年第8回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和2年8月20日（木） 午前10時26分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員